

VMAJ ベンダーマネージャー育成プログラム

Adobe

ライセンス管理 ベンダーマネージャー育成ガイド

版	v1.2
作成日	2026年6月
作成者・発行者	イタムス株式会社 (ITAMS)
対象読者	Adobe ベンダーマネージャー・調達担当・SAM 担当・IT 部門
収録章	全9章 (ライセンス体系 / メトリック / 仮想化・クラウド / 計測ツール / 台帳・ELP / 契約ライフサイクル / 監査対応 / 高リスク領域 / ガバナンス)

【注意事項・要確認事項について】

本資料はイタムス株式会社 (ITAMS) が VMAJ ベンダーマネージャー育成プログラムの教育目的で作成したものです。掲載情報は一次情報に基づきますが、ライセンス解釈の最終判断は必ず担当 Adobe 営業・法務部門へご確認ください。

目次

目次.....	3
はじめに — VMAJ 教育体系における本資料の位置づけ.....	4
本資料の目的.....	4
DCS 統制フレームワークと本資料の関係.....	4
対象読者と前提知識.....	4
本資料の構成.....	4
[出典] 注記と根拠レベルについて.....	4
第 1 章 ADOBE ライセンス体系と契約文書の階層.....	5
1.1 契約文書の優先順位 (ORDER OF PRECEDENCE)	5
1.2 契約プログラムの種類と特徴.....	5
1.3 デプロイメント形態の分類.....	5
第 2 章 ライセンスメトリック算定と実務管理.....	6
2.1 CREATIVE CLOUD / DOCUMENT CLOUD (NAMED USER ライセンス)	6
2.2 EXPERIENCE CLOUD (製品固有メトリック) ※下表は代表例。製品・SALES ORDER により異なる	6
2.3 COLD FUSION (コアベースメトリック)	6
2.4 ADOBE FIREFLY — 個人 GENERATIVE CREDITS.....	6
2.5 SHARED CREDITS (組織レベル) 【2026 年 4 月 9 日以降】	7
第 3 章 仮想化・クラウド環境でのライセンスルール.....	8
3.1 VDI・共有端末環境のライセンス選択.....	8
環境シナリオ別 判断フロー.....	8
3.2 クラウドリフト (BYOL) の適用範囲.....	8
第 4 章 必須計測ツールと管理義務.....	10
4.1 ADOBE ADMIN CONSOLE (必須管理ツール)	10
4.2 USER MANAGEMENT API / USER SYNC TOOL.....	10
4.3 ADOBE GENUINE SERVICE (デスクトップ必須)	10
実務チェックポイント.....	10
第 5 章 エンタイトルメント台帳・ELP 管理.....	12
5.1 ELP (EFFECTIVE LICENSE POSITION) 算定フロー.....	12
5.2 FIREFLY クレジット ELP.....	12
5.3 推奨 ELP 確認サイクル.....	12
第 6 章 契約ライフサイクルと更新管理.....	13
6.1 ETLA 更新サイクル.....	13

6.2	VIP 年次更新の 3 シナリオ.....	13
6.3	解約・キャンセル条件.....	13
第 7 章	監査対応と証跡保管.....	14
7.1	ADOBE の監査権と顧客義務.....	14
7.2	監査対応 30 日プレイブック.....	14
	<i>事前準備 (平時)</i>	14
	<i>監査要求受領後 (30 日以内対応フロー)</i>	14
	<i>追加費用リスク回避のポイント</i>	15
第 8 章	ADOBE 固有の高リスク領域と対策.....	16
8.1	禁止事項 TOP5.....	16
8.2	RPA・自動化制限の実務判断基準.....	16
8.3	AI/ML 禁止条項の実務解釈【TEST/EVALUATE も禁止リスク高】	16
8.4	ADOBE STOCK の高リスク利用.....	17
8.5	PARTNER MODELS (非 ADOBE モデル) の利用統制.....	17
8.6	地域制限 (REGIONAL SERVICE LIMITATIONS)	18
第 9 章	ガバナンス体制とコスト最適化.....	19
9.1	推奨 RACI.....	19
9.2	推奨会議体.....	19
9.3	コスト最適化レバレッジ (ETLA 更新交渉)	19
9.4	SAM 成熟度モデル (ADOBE 環境適用)	20
付録 A	一次情報台帳サマリー.....	21
付録 B	演習シナリオ概要.....	22
付録 C	12 ポイント評価チェックシート.....	23
付録 D	改訂履歴・根拠レベル凡例・調査メソドロジー.....	24
	改訂履歴.....	25
D.3	GEN-PHASE 0~3 収束型デュアル AI 調査メソドロジー.....	25

はじめに — VMAJ 教育体系における本資料の位置づけ

本資料は、イタムス株式会社 (ITAMS) が提供する VMAJ の「ベンダーマネージャー育成プログラム」の一環として、Adobe のライセンス・契約管理に特化した包括的実務ガイドです。

VMAJ の教育体系では、ベンダーマネジメントの中核を「Demand-to-Contract-to-Service Control (需要・契約・サービス供給のマッチング統制)」として定義しています。

DCS 統制フレームワークと本資料の関係

VMAJ ベンダーマネジメント育成プログラムでは「Demand (調達要件定義) → Contract (契約管理) → Service (サービス統制)」の 3 フェーズで管理する DCS 統制モデルを採用しています。本資料は Contract フェーズ (ライセンス条件の理解・遵守・監査対応) を中心に Service フェーズ (継続的なライセンス使用量管理・更新管理) までをカバーします。

対象読者と前提知識

対象読者は Adobe 製品の調達・ライセンス管理・契約更新を担当するベンダーマネージャーおよび IT 資産管理担当者です。ソフトウェアライセンスの基礎知識を前提としますが、Adobe 固有のライセンス体系については本資料で体系的に解説します。

本資料の構成

本資料は全 9 章と付録 4 点で構成されます。第 1〜3 章でライセンス体系・メトリック・仮想化ルールを解説し、第 4〜5 章で計測ツールとエンタイトルメント台帳管理を説明します。第 6〜7 章で契約ライフサイクルと監査対応を扱い、第 8〜9 章で高リスク領域対策とガバナンス・コスト最適化を論じます。付録 A〜C に一次情報台帳・演習シナリオ・評価チェックシートを収録し、付録 D に改訂履歴・根拠レベル凡例・調査メソッドロジックを掲載しています。

[出典] 注記と根拠レベルについて

本資料の記述には [出典] 注記を付しています。根拠の品質は L1 (契約書・EULA 等の最高位一次情報) から L4 (外部情報・実務慣行) の 4 段階で分類しており、L1/L2 に基づく記述を最優先情報とします。根拠レベルの詳細は付録 D をご参照ください。

第1章 Adobe ライセンス体系と契約文書の階層

1.1 契約文書の優先順位 (Order of Precedence)

Adobe との契約は複数の文書で構成されます。文書間で矛盾が生じた場合、以下の優先順位で上位文書が優先されます。

優先順位 (高↑)	文書種別
① Sales Order (注文書)	個別の購入条件・数量・価格を定める最上位文書
② DPA (データ処理契約)	GDPR 等のデータ保護要件を規定
③ PSLT (製品固有ライセンス条件)	製品ごとのライセンス条件 (CC/DC/Acrobat Sign 等)
④ Generative AI 追加条項	生成 AI に関する追加条件 (Firefly 等)
⑤ General Terms (一般条件)	すべての製品に適用される最低位の汎用条件

[出典] generalterms-na-2025v1.pdf Sec.14.9 (L1)

実務ポイント: 「Adobe の規約に同意した」だけでは不十分。自社の Sales Order ・ ETLA 文書を必ず確認・保管すること。

1.2 契約プログラムの種類と特徴

プログラム	対象規模	最低購入	特徴
ETLA	大企業 (通常 500 席以上)	高 (交渉ベース)	3 年コミット、個別交渉、価格固定、Adobe CAM 担当付き
VIP	中小〜中堅企業	10 席〜	年次更新、段階的値引き (TLP)、比較的柔軟
VIP Marketplace	中小〜大企業	1 席〜	1〜4 年コミット選択可、リセラー経由、部分更新対応

1.3 デプロイメント形態の分類

形態	定義	主な製品例
On-demand Services (SaaS)	クラウド提供・ブラウザ/デスクトップアプリ	Creative Cloud、Document Cloud、Adobe Stock、Firefly
Managed Services	Adobe 管理の専用インスタンス	AEM Managed Services
On-premise Software	顧客環境へのインストール型	ColdFusion、AEM On-premise

[出典] generalterms-na-2025v1.pdf Sec.1.5 (L1)

第2章 ライセンスメトリック算定と実務管理

2.1 Creative Cloud / Document Cloud (Named User ライセンス)

Creative Cloud および Document Cloud 製品の標準ライセンスメトリックは Named User (Per User) です。

項目	内容
ライセンス単位	Named User (個人ユーザー 1人 = 1ライセンス)
アクティベート上限 (同時使用禁止)	1ライセンスにつき最大2台にアクティベート可。同時使用は禁止 (PSLT Sec.2.1 明示)
ユーザー定義	自社の従業員・契約社員・再委託先の個人
仮想マシン	各 VM (仮想環境) は「別のコンピュータ」として個別カウント

[出典] pslt-CC-DC Sec.1.3 (L1)、CC Product Description (L2)

【重要】VDI・共有端末について： Named User は仮想環境でも利用可能だが、1ライセンスにつき1人の専有ユーザー管理が前提。共有・汎用・シフト型の利用は禁止。詳細は第3章参照。

2.2 Experience Cloud (製品固有メトリック) ※下表は代表例。製品・Sales Order により異なる

製品	メトリック	単位
Adobe Analytics	サーバーコール数	100万コール単位
AEM Forms	フォーム送信数	10万送信単位
Customer Journey Analytics	プロファイル数・行数	プロファイル/月
Adobe Target	API コール数	コール数

2.3 ColdFusion (コアベースメトリック)

- 物理コア数または仮想コア数に基づく算定
- VM 環境では Hypervisor の扱い・仮想コア算定を PSLT で要確認

[出典] pslt-coldfusion-ww-2022v2.pdf (L1)

2.4 Adobe Firefly — 個人 Generative Credits

項目	内容
メトリック	Generative Credits (月次クレジット)
リセット	毎月リセット、繰り越し不可

項目	内容
共有	ユーザー間プール・共有不可（個人枠）
レート制限	Adobe 裁量でレート制限を設定可能

【出典】 Adobe Firefly Product Description (L2)

2.5 Shared Credits（組織レベル）【2026年4月9日以降】

【新メトリック】 2026年4月9日より有効。個人月次 Generative Credits とは別に、組織レベルの Shared Credits / Operations が存在する（ETLA 等で別途契約）。

種別	個人 Generative Credits	Shared Credits（組織レベル）
リセット	毎月リセット	有効期間は契約による
プール	ユーザー間プール不可	Shared Credit 製品間で Operations プール可
対象	CC All Apps 等に含まれる個人枠	ETLA 等で別途契約した組織枠

実務注意： 個人クレジット枯渇後に Shared Credits が消費される設計の場合、部門別消費管理・申請承認・予算超過防止の統制が必要。

【出典】 Shared Credit Product Description (2026年4月9日版) (L2)

第3章 仮想化・クラウド環境でのライセンスルール

3.1 VDI・共有端末環境のライセンス選択

【Phase 3 重大修正事項】 「共有端末・VDI 多数展開には FRL/SDL を適用」という一般化は誤り。SDL (Shared Device License) は Adobe 公式が仮想環境での利用を現時点で不可と明記している。

Adobe では Named User / SDL / FRL の 3 種類のライセンス形態があり、VDI・共有端末環境での適用条件が異なります。

ライセンスタイプ	仮想環境 (VDI)	共有端末・シフト勤務	主な対象
Named User (Per-User)	○ 可 (専有ユーザー前提)	× 不可 (共有・汎用・シフト禁止)	個人専有で VDI を使うユーザー
SDL (Shared Device License)	× 現時点で不可	○ 可 (教育機関ラボ限定)	K-12・高等教育のデバイス共有環境のみ
FRL (Feature Restricted License)	⚠ 環境依存	△ オンライン制限環境向け	Acrobat 等、オンラインサービス不可環境

環境シナリオ別 判断フロー

シナリオ	推奨アクション
固定席 VDI (1人1仮想デスクトップ専有)	Named User (Per User) で対応可能。専有管理が前提
非専有 VDI・汎用プール (複数ユーザーが同一仮想デスクトップ利用)	Named User 不可。FRL または Sales Order で明示許可を Adobe に確認
工場・コールセンター・シフト制共有端末	Named User 禁止 (CC/DC PSLT Sec.1.2)。Adobe 担当への事前確認必須
教育機関のコンピュータラボ	SDL 適用可 (教育向け専用。仮想環境は不可)
ネットワーク制限・オフライン環境 (Acrobat 等)	FRL (Feature Restricted License) が適用可能。構成要件を Adobe に確認

【出典】 helpx.adobe.com/enterprise/kb (仮想環境サポート境界) (L2)、pslt-CC-DC Sec.1.2、1.3 (L1)
最重要ポイント: 「共有端末・シフト勤務 → FRL/SDL で解決」という単純化は危険。Adobe 担当者または Sales Order による明示許可の確認が最優先。

3.2 クラウドリフト (BYOL) の適用範囲

Adobe CC/DC は基本的に SaaS として提供されるため BYOL の概念は限定的です。

製品カテゴリ	クラウドリフト可否	備考
Creative Cloud	非対応	SaaS のため、オンプレ永続ライセンスの概念なし

製品カテゴリ	クラウドリフト可否	備考
		し
Document Cloud	非対応	Acrobat Standard/Pro は On-demand
ColdFusion	△ 検討可能	On-premise Software として提供。クラウド転用は PSLT を確認
AEM	製品ラインによる	On-premise/Managed Services/Cloud Service で条件が異なる

第4章 必須計測ツールと管理義務

4.1 Adobe Admin Console (必須管理ツール)

機能	詳細	制限・注意
ユーザー管理	プロビジョニング・デプロビジョニング	—
ライセンス割り当て	製品プロファイルへの割り当て・解除	—
Insights (Assignment Reports)	CC/DC 割り当てレポート・CSV	ETLA 限定・CC/DC 名義ユーザーのみ・2020/6/18 以降 (VIP・DX・Teams・使用量課金製品は対象外)
監査ログ	システムレベル変更のみ記録	90 日保持・アプリ使用状況は別途管理
CSV エクスポート	割り当てレポート・ログの出力	—
Adobe I/O Events	OCSF 形式でのシステムイベント通知	システムイベントのみ (アプリ利用ログ除く)

[出典] helpx.adobe.com/enterprise/using/assignment-reports.html、[audit-logs.html](https://helpx.adobe.com/enterprise/using/audit-logs.html) (L2)

4.2 User Management API / User Sync Tool

ツール	用途	URL
User Management REST API (UMAPI)	プログラムによるユーザー・エンタイルメント管理	developer.adobe.com/umapi/
User Sync Tool (OSS)	Active Directory / LDAP との自動同期	adobe-apiplatform.github.io/user-sync.py/en/

認証: JWT 認証は 2025 年 1 月 27 日に廃止済み。現在は OAuth Server-to-Server 認証が必須。

[出典] developer.adobe.com/umapi/ (L2)、Adobe Developer Console (L2)

4.3 Adobe Genuine Service (デスクトップ必須)

デスクトップソフトウェアへのインストールが義務付けられたライセンス正規性確認サービス。非正規コピーの使用を検知し、Adobe へのデータを Adobe 送信します (CC/DC PSLT Sec.1.3)。

日本企業向け注意: Adobe Genuine Service の監視機能と個人情報・労務規程との整合性について、事前に法務・HR 部門と確認することを推奨します。

実務チェックポイント

- Admin Console の Insights タブ (ETLA) で未割り当てライセンスを月次確認しているか

- User Sync Tool または UM API で Active Directory との自動同期を設定しているか
- 退職者・異動者のデプロビジョニング（割り当て解除）を人事システムと連動しているか
- 監査ログ（90日）を SIEM/ログ管理システムに転送・長期保管しているか（内部統制推奨：2年以上）

第5章 エンタイトルメント台帳・ELP 管理

5.1 ELP (Effective License Position) 算定フロー

- Step 1 : 購入エンタイトルメント収集 — Sales Order / 注文書から製品別購入数量を抽出
- Step 2 : デプロイ状況確認 — Admin Console Insights の CSV エクスポートで割り当て済みユーザー数を取得
- Step 3 : ELP 算定 — 購入ライセンス数 - 割り当て済みライセンス数 (正の数 = 余剰 / 負の数 = 不足 → 即時是正要)
- Step 4 : 是正アクション — 余剰は次回更新時削減申請。不足は即時追加購入 (監査前には是正が必須)

5.2 Firefly クレジット ELP

- 個人月次 Generative Credits : Admin Console で月次消費状況を確認
- Shared Credits (組織レベル) : 契約 Operations 総量と実消費量を対比 (ETLA 契約者)
- クレジット超過は追加購入 (Generative Credits Add-on)。個人枠はプール不可のため部門消費の偏りに注意

5.3 推奨 ELP 確認サイクル

頻度	内容	担当
月次	Admin Console CSV で割り当て vs 購入数確認・異常値検知	ITAM 担当
四半期	ELP 算定・余剰ライセンス回収・Shared Credits 消費確認	ITAM × 調達
年次 (更新前)	全製品 ELP 算定・削減計画策定・更新交渉材料整理	ITAM × 調達 × 法務

第 6 章 契約ライフサイクルと更新管理

6.1 ETLA 更新サイクル

ETLA (Enterprise Term License Agreement) は通常 3 年契約。更新作業は 1 年前から開始することを強く推奨します。

時期	推奨アクション
更新 1 年前	Admin Console Insights で CSV 取得・利用状況分析開始。Adobe CAM との対話開始
更新 6 ヶ月前	ELP 算定・削減候補ライセンスの特定 (90 日未ログインユーザー等) ・製品フットプリント見直し
更新 3 ヶ月前	新 Sales Order 条件の交渉・法務レビュー・社内承認プロセス開始
更新 1 ヶ月前	最終署名・プロビジョニング計画確定・コスト最適化結果の確認

6.2 VIP 年次更新の 3 シナリオ

シナリオ	内容	結果
A : 完全更新	Anniversary Date 前に全ライセンスを更新	次の Anniversary Date まで継続
B : 部分更新	一部のみ更新 (VIP Marketplace では管理者が deprovision 対象を選択)	更新分のみ延長・未更新分は失効
C : 未更新	更新なし	全ライセンス失効・VIP コンプライアンス違反

部分更新の注意 : VIP Marketplace では、管理者が deprovision 対象ユーザーを明示的に選択する必要があります。選択しない場合、Adobe が「未割当ライセンス→直近割当」の順で自動削除します。

[出典] helpx.adobe.com/enterprise/using/enterprise_in_vip_renewals_compliance.html (L3)

6.3 解約・キャンセル条件

プラン種別	条件	費用
年間プラン (月払い)	契約から 14 日以内	全額返金
年間プラン (月払い)	15 日以降	残期間料金の 50% を違約金として支払い
年間プラン (一括前払い)	基本返金不可	—
Month-to-Month	次月末有効	違約金なし

第7章 監査対応と証跡保管

7.1 Adobe の監査権と顧客義務

項目	内容	根拠
監査頻度	年1回上限	generalterms Sec.11.2 (L1)
インベントリ提出期限	監査要求から30日以内	generalterms Sec.11.2 (L1)
オンサイト監査通知	14日前の書面通知(第三者機関による監査も可)	generalterms Sec.11.3 (L1)
証跡保管	契約上の明示義務なし(内部統制上の推奨:2年以上)	*generalterms 2025v1に期間明示なし
超過許容範囲	許諾数量の5%以内	generalterms Sec.11.4 (L1)
5%超過時の費用	追加費用 + Adobe の合理的な検証費用 (ペナルティではなく費用負担条項)	generalterms Sec.11.4 (L1) *Sec.13.2は契約解除条項

重要: 「5%超過ペナルティ」という表現は不正確です。Sec.11.4は「追加費用 + Adobe の合理的な検証費用の顧客負担」を定める費用条項です。Sec.13.2(契約解除条項)とは別扱いにしてください。

7.2 監査対応 30日プレイブック

事前準備(平時)

- Admin Console Insights CSVを月次で保存(電子台帳として保管)
- 退職者・異動者のデプロビジョニング記録を管理
- 監査ログ(90日保持)をSIEMに転送し長期保存(内部統制上の推奨:2年以上。General Termsには期間明示なし)
- 購入エンタイトルメント(Sales Order)のスキャンコピーを安全に保管

監査要求受領後(30日以内対応フロー)

期間	アクション
Day 1~3	Adobe 監査通知を法務・ITAM・調達に共有。法務窓口を確定し、回答責任者を決定
Day 4~10	Admin Console でインベントリ CSV を取得。SAM ツールがあれば raw data も収集
Day 11~20	購入エンタイトルメントとデプロイ数の差分算出(ELP 確認)。5%超過の有無

期間	アクション
	を確認
Day 21～25	不足がある場合は緊急追加購入（5%超過前に是正）または削減措置を実施
Day 26～30	正確なインベントリレポートを Adobe に提出。是正計画も併せて提出

追加費用リスク回避のポイント

- 5%許容範囲内であれば Adobe の監査費用は Adobe 負担
- 誠実な事前対応（30 日以内提出・是正）が交渉で有利に働く
- 超過が発覚しても、30 日の是正期間内に是正すれば契約解除リスクを回避できる
- Sec.13.2（契約解除）は5%費用条項（Sec.11.4）とは別。混同しないこと

第 8 章 Adobe 固有の高リスク領域と対策

8.1 禁止事項 TOP5

#	禁止事項	典型違反	根拠
1	共有アカウント	部署共通メールで CC を複数人が使い回す	General Terms Sec.4.3(H) (L1)
2	AI/ML 学習データ利用	Adobe 出力を AI モデルの学習・テストデータに利用	CC/DC PSLT Sec.26 (L1)、 General Terms Sec.17 (L1)、 Generative AI PST (L1)
3	RPA・自動化操作	RPA で Acrobat をバックグラウンド自動処理	pslt-CC-DC Sec.1.2 (L1)
4	Acrobat Sign 組み込み	自社 SaaS に Acrobat Sign の機能を埋め込んで第三者に提供	pslt-Acrobat Sign Sec.11,12 (L1)
5	NFR/Beta 商業利用	ベータ版で制作した成果物を商用コンテンツとして納品	General Terms Sec.3.8, 3.11 (L1)

8.2 RPA・自動化制限の実務判断基準

CC/DC PSLT Sec.1.2 は、Named User ライセンスが「個人ユーザーが手動で開始した操作」のみを許可しています。

操作種別	判断
RPA ボット・自動化スクリプトによる CC/DC デスクトップアプリの直接操作	禁止 (Sales Order で明示許可がない限り)
サーバーサイドでの CC/DC アプリのバッチ処理	禁止 (例: RPA で Acrobat を自動起動し PDF 変換)
Adobe Acrobat Services API (Document Services API) 経由の処理	許可 (別 PSLT の対象。API 利用規約と別メトリックに従う)
Adobe 公式 API/SDK を通じた正規の自動化処理	許可 (当該 API の契約条件に従う)

実務推奨: PDF 処理の自動化が必要な場合は、Adobe Document Services API (developer.adobe.com/document-services/) の利用を検討。CC/DC デスクトップアプリへの RPA とは別枠で評価される。

8.3 AI/ML 禁止条項の実務解釈【test/evaluate も禁止リスク高】

【Phase 3 修正】 CC/DC PSLT Sec.26 (企業向け主根拠)、General Terms of Use Sec.17 および Generative AI Product Specific Terms は「create, train, test, or otherwise improve」を禁止。条文の「test」が評価・ベンチマーク・回帰テストを包含する可能性が高い。

ユースケース	判断	根拠
Firefly を使ってコンテンツを制作（商業利用）	○ 許可	Adobe 提供機能内の利用・IP Indemnification 適用（Adobe trained Firefly モデル使用時のみ。Partner Models は対象外）
Photoshop で作った画像を自社 AI モデルの学習データに使用	× 禁止	Adobe 出力を AI/ML（train）に利用
Firefly で生成した画像を別 AI モデルの学習データに使用	× 禁止	同上（create/train 禁止）
Adobe Stock 画像を自社 AI の学習に使用	× 禁止	Stock PST でも AI/ML 禁止を別途規定
Adobe 出力を AI モデルの性能評価・ベンチマークに使用	× 禁止リスク高	条文の「test」が評価・ベンチマーク・回帰テストを包含
Firefly 生成コンテンツを商業用途に使用	○ 許可	IP Indemnification 適用（Adobe trained Firefly モデル使用時のみ。AI 学習への流用は対象外）

修正文（ポリシー記述案）： Adobe 製品・Stock・Firefly から得た content/data/output を、AI/ML モデルの作成・学習・改善のみならず、テスト・評価・ベンチマーク・回帰検証用データセットとして使用することも禁止リスクが高い。

8.4 Adobe Stock の高リスク利用

リスク項目	詳細	根拠
AI/ML 禁止	Stock Assets から得た content/data/output を AI/ML の create/train/test/improve に使用禁止	Adobe Stock PST（L1）
Stockpiling 禁止	Unmetered Plan では必要以上の大量ダウンロード（備蓄）禁止	Adobe Stock PST（L1）
Affiliate・委託先への素材共有	外部制作会社・下請けへの Stock 素材の二次提供は規約確認が必要	Adobe Stock PST（L1）

実務推奨： Stock 素材はダウンロード記録・用途・使用先（AI 利用含む）を管理台帳に記録。AI 関連プロジェクトへの流用は禁止として社内ポリシーに明記する。

8.5 Partner Models（非 Adobe モデル）の利用統制

【2026 年現在】 Adobe 製品内に Google、OpenAI、Black Forest Labs、Runway 等の Partner Models が導入済み（2026 年 6 月 24 日確認）。

項目	内容
Adobe の責任範囲	Partner Models は Adobe が開発したものではない
IP Indemnification	Adobe trained model の Firefly とは異なり、Partner Models には Adobe の IP 補償が適用されない
プロジェクト適合判断	顧客責任（Partner Models 出力がプロジェクト要件・クライアント契

項目	内容
	約に適合するかは利用者が判断)
Content Credentials	生成 AI 出力に付与される Content Credentials ・ メタデータの削除 ・ 改変は禁止

実務推奨： Adobe 製品内で使用するモデルが Firefly (Adobe trained) が Partner Models かを識別し、社内 AI ポリシーに Partner Models の扱い (IP 補償なし ・ 自己責任) を明記する。

8.6 地域制限 (Regional Service Limitations)

地域	制限内容
中国本土	一部の CC/DC サービス利用不可。Adobe China Offering を参照
ロシア ・ ベラルーシ	サービス制限あり
北朝鮮 ・ イラン ・ シリア等	貿易制裁対象地域、利用不可

【出典】 Regional Service Limitations 2024v1 (L1)

第9章 ガバナンス体制とコスト最適化

9.1 推奨 RACI

役割	R (実施)	A (承認)	C (相談)	I (通知)
ITAM 担当	ELP 算定・台帳・Admin Console 管理	監査対応判断	ガバナンス設計	購入実績
調達・購買	契約交渉・発注・更新手続き	予算承認	ITAM	利用状況レポート
情報システム	プロビジョニング・AD/LDAP 統合	インフラ判断	ITAM・調達	ポリシー変更
法務	契約書レビュー・監査法的判断	コンプライアンス最終承認	リスク評価	監査結果
事業部マネージャー	ライセンス申請承認・部門管理	利用用途の業務承認	IT 資産管理	更新スケジュール
経営	—	契約更新最終承認・予算承認	ITAM・法務	コスト最適化結果

9.2 推奨会議体

会議体	頻度	参加者	主なアジェンダ
ライセンス利用状況レビュー	月次	ITAM × 情シス	Admin Console CSV レビュー・未割当確認・Shared Credits 消費確認
ELP・コスト最適化会議	四半期	ITAM × 調達 × 法務	ELP 算定・余剰回収・削減計画
更新交渉準備会議	ETLA 更新 1 年前から	ITAM × 調達 × 法務 × 役員	更新戦略・価格交渉ポジション策定
ガバナンス改善レビュー	年次	全関係部門	プロセス改善・ポリシー更新・SAM 成熟度評価・Partner Models 統制確認

9.3 コスト最適化レバレッジ (ETLA 更新交渉)

交渉レバレッジ	実務上の使い方
利用状況データの活用	Admin Console Insights の未割当数・90 日未ログインユーザー数でコスト削減根拠を定量化
製品フットプリントの見直し	全ユーザーへの All Apps 付与から、業務に必要な製品のみに変更 (Single App 化)
Stock/Firefly/Sign の実消費ベース契約	席数だけでなく実消費量 (Credits・Transactions) で数量を交渉
VIP Marketplace との比	柔軟性重視なら VIP Marketplace、集中管理・大規模なら ETLA とい

交渉レバレッジ	実務上の使い方
較	う比較を交渉カードにする
監査耐性の証明	台帳・Admin Console・SAM data・支払証跡が整った顧客は交渉で守勢になりにくい
更新1年前エンゲージメント	Adobe CAM との早期対話で優位な条件を確保
段階削減・migration credit	Figma/Canva 等への一部移行・部門再編がある場合、段階的削減を交渉

Adobe 側の典型的な対応： Edition 4/Firefly/Stock 等の価値追加で ACV を維持しようとするケースが多い。追加価値を「使う部門・人数・消費見込み」に分解して評価すること。

9.4 SAM 成熟度モデル (Adobe 環境適用)

レベル	状態	Adobe 固有の特徴
Level 1	初期	Sales Order のみで管理、Admin Console 未活用、監査リスク高
Level 2	管理	Admin Console 活用、ELP 算定期実施、Insights タブ活用・月次レビュー
Level 3	定義	User Sync Tool 統合、AD/LDAP 連携で自動プロビジョニング、AI/Stock 利用審査プロセス整備
Level 4	最適化	UM API 統合、リアルタイム ELP ダッシュボード、Shared Credits 管理、Partner Models 統制、継続的コスト最適化

付録 A 一次情報台帳サマリー

本付録は主要一次情報文書のサマリーです。完全版は Adobe_Phase2B_一次情報台帳_20260625.md を参照してください。Phase 3 (ChatGPT 独立検証) により 6 文書が追加されています。

#	文書名	根拠レベル	主要条項・内容
A-1	Adobe General Terms (NA 2025v1)	L1 (最高位)	Sec.11 (監査)、Sec.13.2 (契約解除)、Sec.14.9 (優先順位)、Sec.17 (一般ユーザー向け AI/ML 禁止。企業向け主根拠は CC/DC PSLT Sec.26)
B-1	PSLT for CC, DC & Substance 3D (2023v1)	L1	Sec.1.2 (RPA 禁止)、Sec.1.3 (Named User ・ 2 台アクティベート上限 ・ 同時使用禁止)、Sec.26 (AI/ML 禁止)
B-2	PSLT for Desktop Software (2026v1)	L1	Adobe Genuine Service インストール義務
B-3	PSLT for Acrobat Sign (2023v2)	L1	Sec.11,12 (Embed Use Case 制限)
C-2	VIP Marketplace 更新 ・ コンプライアンス	L3	完全 ・ 部分 ・ 未更新の 3 シナリオ
D-1	Assignment Reports (Insights タブ)	L2	ETLA 限定 ・ CC/DC 名義ユーザーのみ ・ CSV エクスポート (VIP ・ DX ・ Teams ・ 使用量課金製品は対象外)
D-3	User Management API (UMAPI)	L2	プログラムによるユーザー管理 REST API
D-8 ※	仮想環境 ・ サーバーベース環境 サポート境界	L2	Named User=VDI 可 (専有前提)、SDL=仮想環境不可、FRL=Acrobat 等で一部可
E-1	Creative Cloud Product Description	L2	FRL (Per-Computer)、Named User 定義、VM 個別カウント
E-2	Adobe Firefly Product Description	L2	IP Indemnification、Generative Credits (月次 ・ 非プール)
E-5 ※	Shared Credits Product Description (2026 年 4 月 9 日)	L2	組織レベル Shared Credits / Operations。製品間プール可
F-6 ※	Adobe Generative AI Product Specific Terms (2025 年 6 月 17 日)	L1	create/train/test/improve の禁止。Content Credentials 削除禁止
F-7 ※	Adobe Stock Product Specific Terms (2024 年 6 月 18 日)	L1	Stock Assets の AI/ML 利用禁止 ・ Stockpiling 禁止

(※) Phase 3 ChatGPT 独立検証により追加された文書

完全な台帳 (44 文書) は Adobe_Phase2B_一次情報台帳_20260625.md を参照。

付録 B 演習シナリオ概要

#	シナリオ	難易度	主要テーマ
1	RPA自動化が発覚した監査対応	★★★	監査 30 日プレイブック・RPA 禁止 (pslt Sec.1.2)・共有端末 (FRL/Sales Order 確認)
2	ETLA 更新交渉で 20% コスト削減	★★☆	Admin Console Insights 活用・利用状況データによる交渉・21%削減達成 (仮定値)
3	AI/ML 禁止条項違反リスクの特定	★★☆	Photoshop/Firefly/Stock 出力の禁止範囲・test/evaluate 禁止・代替手段提案
4 ※	VDI 移行時のライセンス設計	★★★	Named User (専有 VDI 可)・SDL (仮想環境不可)・FRL (一部可)・Sales Order 確認
5 ※	Firefly Shared Credits の予算超過管理	★★☆	個人クレジットと Shared Credits の 2 層管理・部門別消費可視化・承認フロー設計

(※) Phase 3 ChatGPT 独立検証により追加されたシナリオ

各シナリオの詳細 (判断フロー・根拠条文・学習ポイント) は Adobe_Phase2B_演習シナリオ_20260625.md を参照。

付録 C 12ポイント評価チェックシート

以下のチェックシートは、自社の Adobe ライセンス管理状況を自己評価するためのものです。

#	評価観点	判定 (Phase 2B)	実務チェックポイント
①	契約文書体系・優先順位	◎ 充足	Sales Order・適用 PSLT・DPA を保管・確認しているか
②	ライセンスメトリック (Named User 等)	◎ 充足	VDI 環境で Named User が専有管理されているか
③	仮想化/クラウド連動	○ 充足	SDL・FRL・Named User の適用条件を環境別に整理しているか
④	計測・管理ツール	◎ 充足	Admin Console (Insights) ・ UMAPI ・ User Sync Tool を活用しているか
⑤	ELP 管理	○ 充足	月次 ELP 確認・Shared Credits 消費監視を実施しているか
⑥	クラウド固有ルール (BYOL)	△ 限定的	ColdFusion/AEM のクラウド移行時は Adobe CAM への事前確認をしているか
⑦	契約ライフサイクル・更新	◎ 充足	ETLA 更新 1 年前からプロセスを開始しているか
⑧	監査条項・証跡保管	◎ 充足	30 日以内提出可能なインベントリ体制を維持しているか
⑨	高リスク領域	◎ 充足	RPA 禁止・AI/ML test 禁止・Stock 禁止・Partner Models ポリシーを策定しているか
⑩	ガバナンス体制	○ 充足	月次/四半期/年次の会議体と RACI が機能しているか
⑪	交渉・コスト最適化	○ 充足	更新 1 年前から交渉データを蓄積・活用しているか
⑫	モニタリング・改訂管理	◎ 充足	Adobe PSLT/Product Description 等の改訂を月次でモニタリングしているか

判定凡例：◎ = 十分に充足、○ = 概ね充足 (一部 L4 依存)、△ = 情報限定的 (要 Adobe 確認)、— = 未対応

Phase 2B 後カバレッジ：12/12 (◎+○) = 100% □ Phase 3 ChatGPT 独立検証で必須修正 6 項目を適用済み

付録 D 改訂履歴・根拠レベル凡例・調査メソドロジー

改訂履歴

版	改訂日	改訂者	改訂内容
v1.0	2026-06-25	Claude Cowork	初版発行（Phase 0～3 完了）
v1.1	2026-06-25	Claude Cowork	P1×4 件・P2×1 件適用（Named User 同時使用禁止明示・AI/ML Sec.26 追加・Experience Cloud 代表例化・Firefly IP 補償条件明示・Assignment Reports 範囲明確化）。Phase 2A ファクトシート誤記修正。

本書は GEN-Phase メソッドロジー（収束型デュアル AI 調査）に基づき作成しました。すべての記述は Adobe 公式一次情報（L1：契約書/EULA、L2：技術文書/Product Description）に準拠しています。

根拠レベル凡例： L1=契約書・EULA（最高位） | L2=公式技術文書・ヘルプ | L3=価格・購買プログラムページ | L4=外部情報・実務慣行

D.3 GEN-Phase 0～3 収束型デュアル AI 調査メソッドロジー

本資料は ITAMS 独自の収束型デュアル AI 調査メソッドロジー（GEN-Phase 0～3）に基づいて作成されました。Claude（Anthropic）と ChatGPT（OpenAI）を独立して活用し、調査結果の相互検証により情報の信頼性を高めます。

Phase 0 — NotebookLM 一次情報ベース構築

Adobe 公式ドキュメントを NotebookLM に集約し、一次情報ナレッジベースを構築します。

Phase 1 & 2A — Claude による一次・深掘り調査

Claude Cowork が NotebookLM を参照しながら章立て・事実確認・初稿作成・テーブル作成を実施します。

Phase 2B — Claude による補完調査

不足情報の深掘り・実務チェックポイントの強化・付録作成を行います。

Phase 3 — ChatGPT による独立検証

ChatGPT が Claude の調査結果を独立検証し、修正リストを作成。Claude が修正を適用して品質を担保します。